



その4

## 経済産業部

# 中小企業相談室新設のお知らせ

『中小企業のみなさんへ』相談下さい

中小企業は、我が国経済社会の中で重要な地位を占めており、やる気と活力をもつて各自の個性を遺憾なく發揮できるようにしていことが、我が国経済活性化に向けた最重要課題となっています。

中小企業庁及び当局を含む各経済産業局においては、中小企業支援の一環として、中小企業者の持つ悩みに対し、親身になって相談に応ずるとともに、中小企業者の声の声を汲み取り、的確に行政に反映させるため、中小企業相談官

を配置し、中小企業者の相談等に対応してまいりました。しかしながら、近年、中小企業者からの相談等は件数の増加とともに、内容も複雑化、多様化する傾向にあることから、新たなる対応が求められる状況となってきました。

このため、経済産業部においては、平成十五年四月一日をもつて、中小企業課の中に室長を配置した中小企業相談室を新設し、これまで以上にきめ細かな対応が可能な相談体制の強化拡充を行いま

した。

中小企業相談室の業務の対象は、原則として中小企業者としておりますが、必ずしも中小企業の定義にこだわることなく、相談者は対し広く窓口を開いております。なお、中小企業相談室においては次の業務を行っています。

### 【相談業務】

中小企業者からの来訪、文書、電話等によって行われる相談、問い合わせ等への対応

### 【あっせん業務】

中小企業者からの具体的な経営に関する相談等について、必要に応じて関係中小企業支援機関へあっせん

### 【要望事項等の処理業務】

中小企業者からの政策への提言、苦情、意見の申出、要望等の受理及び処理

### 【その他】

中小企業者の持つ悩み、問題は極めて多岐にわたり、地域的な問

### 中小企業相談室

電話番号 098(866)0031  
FAX 098(860)3710

